

3. 事業系ごみの区分

事業活動によって事業所から出るごみは、「産業廃棄物」と「事業系ごみ（事業系一般廃棄物）」に分類されます。

【事業活動とは？】

会社・商店・事務所・飲食店・工場・農業者などの営利を目的とするものの他、病院・社会福祉施設・官公庁・学校などの公共サービスなども含まれ、法人・個人、業種・規模も問いません。

ごみ（廃棄物）

事業活動から生じるごみ

一般家庭から生じるごみ

事業系ごみ（事業系一般廃棄物）

紙類、木屑、布類、生ごみなどの産業廃棄物以外の廃棄物



可能な限りリサイクルするよう分別を徹底してください。

産業廃棄物

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずなどを含む廃棄物



産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください。



住居と店舗が同じ建物の場合でも、ごみは別々に出してください。

事業系ごみは事業者が責任を持って処理する義務があります。住居と店舗が同じ場合でも事業系ごみを家庭系ごみで出すことはできません。



事業系ごみを家庭系ごみとして出すことはできません。

事業系ごみを家庭系ごみの収集場所に出すことはできません。不法投棄は廃棄物処理法25条の罰則が科せられます。

【事業系ごみとは？】

事業系ごみとは、事業活動に伴って発生するごみの内、産業廃棄物以外の紙類、布類、生ごみなどの全てのごみを指します。詳しくはp3を参照ください。